

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱	高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱
<p>第1条～第19条(略)</p>	<p>第1条～第19条(略)</p>
<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条、第10条第3項、第14条、第15条、第16条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条、第10条第3項、第14条、第15条、第16条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>
<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年3月28日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年3月28日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年3月24日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年3月24日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年11月29日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年11月29日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年2月16日から施行し、平成29年9月17日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年2月16日から施行し、平成29年9月17日から適用する。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

<p>この要綱は、平成 30 年 3 月 20 日から施行し、改正後の規定は平成 30 年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。 なお、災害復旧に係る特例措置（平成 30 年 2 月 16 日付け 29 高産地第 486 号農業振興部長通知）は廃止する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。</u></p>	<p>この要綱は、平成 30 年 3 月 20 日から施行し、改正後の規定は平成 30 年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。 なお、災害復旧に係る特例措置（平成 30 年 2 月 16 日付け 29 高産地第 486 号農業振興部長通知）は廃止する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。</p> <p><u>(追加)</u></p>
---	--

(改正後)

別表1					
補助事業者	市町村				
事業区分	1 研修区分	2 新規就農区分	3 高度化区分	4 流動化区分	
事業実施主体	IA出資型法人、市町村農業公社、農業協同組合又は市町村	市町村又は農業協同組合			市町村担い手育成総合支援協議会、農業協同組合又は経営体
受益者		以下のいずれかに該当する者 ・新規就農が確定し見込まれる者 ・新規就農が6年以内の者 ・新たに施設園芸に参加する者 ただし、既存の農業家の経営を継承する場合は除く ・法人が1人以上の農業者(法人が1人以上以内の経営体を含む) 簿記記載を行う農業者であること	以下のいずれかに該当する者 ・新規就農が6年を超えて経過し、規模拡大により経営発展を図る農業者 ・既存のハウスを高度化することで、生産性の向上を図る農業者	他人が所有又は利用していたハウスを修繕等して経営する者 ただし、自己が経営する既存ハウスは継続利用すること	
補助対象要件	以下のすべてに該当すること ・野菜、果樹、花卉の栽培を目的とする施設(育苗・機械室等を除く)であること ・ハウス本体の処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がなされる農用地であること ・園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入し、かつ、当該施設の処分制限期間において加入を継続すること ・農林水産省ガイドライン「事例GAP(高知果樹GAP)」に取り組むこと ・ハウスの用途を育苗・研修に限定する(併用は研修の場合にはハウスの用途を研修とする施設と見なすこと) 重油ボイラーで加温する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること ・重油ボイラーを補助の対象とする場合は又は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて整備すること ・既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置すること(補助対象外) ・独立自営を目指す者の技術習得又は経営実践のための施設整備であること ・産地の基幹品目又は市町村が振興する品目の研修を行うこと				
補助対象経費	以下の施設及び設備に要する経費 ・ハウス本体(主骨材、ベント、履、天窓など) ・附属施設(換気設備、灌水設備、暖房設備、止水シート、防除設備、電照設備、養液設備、環境制御装置、カーテン装置など)、重油流出防止装置付燃料タンク(附属設備、防油堤を含む) ・被覆資材は対象外 ただし、研修区分「研修のみ」に限り中長期展張フィルムを対象とする ・施工費(研修区分で中古ハウスを活用する場合は、解体費、運搬費(いずれも整備面積分のみ)を含む)				
補助対象限度額	・新設ハウス:1,200万円/10a ・中古ハウス:550万円/10a	・一般ハウス:800万円/10a ・軽高・高強度ハウス:1,000万円/10a ・中古ハウス:550万円/10a	・一般ハウス:800万円/10a ・軽高・高強度ハウス:1,000万円/10a	・一般ハウス:800万円/10a ・軽高・高強度ハウス:1,400万円/10a	550万円/10a
補助対象事業費に対する補助率	新設:2分の1以内 中古:4分の1以内 流出防止装置付燃料タンク:2分の1以内	5分の2以内	5分の2以内	3分の1以内	4分の1以内
市町村(知事特認)	新設:3分の1以上 中古:4分の1以上	3分の1以上 (6分の1以上)	4分の1以上 (8分の1以上)	4分の1以上 (8分の1以上)	4分の1以上
流出防止装置付燃料タンク:4分の1以上					
県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする					

(改正前)

別表1							
補助事業者	市町村						
事業区分	1 研修区分	2 新規就農区分	3 法人化区分	4 新規拡大区分	5 輸出拡大区分	6 高度化区分	7 流動化区分
事業実施主体	IA出資型法人、市町村農業公社、農業協同組合又は市町村	市町村又は農業協同組合					市町村担い手育成総合支援協議会、農業協同組合又は経営体
受益者		以下のいずれかに該当する者 ・新規就農が確定し見込まれる者 ・新規就農が6年以内の者 ・新たに施設園芸に参加する者 ただし、既存の農業家の経営を継承する場合は除く 簿記記載を行う農業者であること	以下のすべてに該当する者 ・法人化により経営発展を図る農業者 ・規模拡大により経営発展を図る農業者	以下のすべてに該当する者 ・新規就農が6年を超えて経過している者 ・規模拡大により経営発展を図る農業者	新・輸出拡大の農業者又は輸出拡大の事業体(輸出先が海外に限定される農業者)	既存のハウスを高度化することで、生産性の向上を図る農業者	他人が所有又は利用していたハウスを修繕等して経営する者 ただし、自己が経営する既存ハウスは継続利用すること
補助対象要件	以下のすべてに該当すること ・野菜、果樹、花卉の栽培を目的とする施設(育苗・機械室等を除く)であること ・ハウス本体の処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がなされる農用地であること ・園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入し、かつ、当該施設の処分制限期間において加入を継続すること ・農林水産省ガイドライン「事例GAP(高知果樹GAP)」に取り組むこと 重油ボイラーで加温する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること ・重油ボイラーを補助の対象とする場合は又は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて整備すること ・既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置すること(補助対象外) ・独立自営を目指す者の技術習得又は経営実践のための施設整備であること ・産地の基幹品目又は市町村が振興する品目の研修を行うこと						
補助対象経費	以下の施設及び設備に要する経費 ハウス本体(主骨材、ベント、履、天窓など) ・附属施設(換気設備、灌水設備、暖房設備、止水シート、防除設備、電照設備、養液設備、環境制御装置、カーテン装置など)、重油流出防止装置付燃料タンク(附属設備、防油堤を含む) ・被覆資材は対象外 ただし、研修区分「研修のみ」に限り中長期展張フィルムを対象とする ・施工費(研修区分で中古ハウスを活用する場合は、解体費、運搬費(いずれも整備面積分のみ)を含む)						
補助対象限度額	・新設ハウス:1,200万円/10a ・中古ハウス:550万円/10a	・一般ハウス:800万円/10a ・軽高・高強度ハウス:1,000万円/10a ・中古ハウス:550万円/10a	・一般ハウス:800万円/10a ・軽高・高強度ハウス:1,000万円/10a	・一般ハウス:800万円/10a ・軽高・高強度ハウス:1,000万円/10a	・一般ハウス:700万円/10a ・軽高・高強度ハウス:1,000万円/10a	550万円/10a	
補助対象事業費に対する補助率	新設:2分の1以内 中古:4分の1以内 流出防止装置付燃料タンク:2分の1以内	5分の2以内	5分の2以内	3分の1以内	5分の2以内	3分の1以内	4分の1以内
市町村(知事特認)	新設:3分の1以上 中古:4分の1以上	3分の1以上 (6分の1以上)	4分の1以上 (8分の1以上)	4分の1以上 (8分の1以上)	3分の1以上 (6分の1以上)	5分の1以上(10分の1以上) ※既存のハウスの面積を問わず整備する施設、新たに整備する面積が2アール以上は研修区分の補助対象となる	4分の1以上
流出防止装置付燃料タンク:4分の1以上							
県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする							

(改正後)

別表2

補助事業者	市町村	
事業区分	5. 災害復旧区分	
事業実施主体	農業協同組合、経営体又は市町村	
受益者	被災直前まで園芸用に供しており自然災害により破損した園芸用ハウスの利用者または所有者	他人が所有又は利用していたハウスを修繕等し利用する者
補助対象要件	<p>・被災したハウスが園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入している施設であること また、事業実施後も当該施設の処分制限期間において園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険への加入を継続すること</p> <p>・農林水産省ガイドライン準拠GAP（高知県版GAP）に取り組むこと</p> <p>・ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入すること（雨上げ施設の場合はハウス内環境を制御する機器を導入すること。ただし、既に導入済みの場合を除く。）</p> <p>・野菜、果樹、花卉の栽培を目的とする施設（機械室等を除く）の復旧であること ただし、育苗ハウスを復旧する場合は、自己利用の園芸用ハウスに使用する苗を生産するための育苗用ハウスに限る</p> <p>・ハウスの処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること</p> <p>・重油ボイラーで加温する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること ・重油ボイラーを補助の対象とする場合は又は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて整備すること ・既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置すること（補助対象外） ただし、やむを得ない事由により事業完了日までに上記の要件を満たせない場合は、事業完了日から起算して3年以内に設置することとし、設置完了後に、別紙1により設置の完了を報告すること</p>	
補助対象経費	<p>・ハウス本体（主骨材、ベント、樋、天窓（駆動含む）（被覆資材は対象外））（被災したハウスの面積を上限とする）</p> <p>・附帯施設（換気設備（天窓・谷のモーター及び自動減速機、側・裏面の巻き上げ装置など）、灌水設備、股房設備、止水シート、防除設備、電照設備、養液設備、環境制御装置、循環式殺菌処理装置、カーテン装置など）、重油流出防止装置付燃料タンク（附帯設備、防油堤を含む）（被災したハウスに設置されていた設備に限る。ただし、ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入する場合を除く）</p> <p>・被覆資材の押え材（ヒフクスプリング、バック、押え縁など）は補助対象に含まない</p> <p>・附帯施設を補助対象とする場合は、園芸施設共済（附帯施設）に加入していること</p> <p>※補助対象経費の区分（ハウス本体、附帯施設）は、園芸施設共済の加入区分に準ずる</p> <p>施工費</p> <p>被災ハウスの解体費・処分費は補助対象外</p> <p>解体費、運搬費、施工費（すべて整備面積のみ）</p>	
補助対象限度額	<p>(1)ハウス本体：基礎限度額×（被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2（※）又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積） ただし、（※）の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とする</p> <p>(2)附帯施設：復旧に要する経費（見積額）</p> <p>なお、上記(1)及び(2)の合計額は「基礎限度額×（被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）」を上限額とする</p> <p>(3)限度額上乗せ対象附帯施設：基礎限度額×（被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）</p> <p>【基礎限度額】 ・一般ハウス：900万円/10a ・軒高・高強度ハウス：1,200万円/10a</p> <p>【基礎限度額】 ・中古ハウス：450万円/10a</p> <p>以下の附帯施設を整備する場合は、各区分の限度額に上乗せする。 【基礎限度額】 ・ヒートポンプ又は木質バイオマスボイラー：300万円/10a ・養液栽培設備：300万円/10a ・循環式殺菌処理装置：230万円/棟</p> <p>流出防止装置付燃料タンク：130万円/基</p>	
補助対象事業費	補助対象限度額又は復旧に要する経費（見積額）のいずれか小さい額から受取共済金を控除した額	
補助対象事業費に対する補助率	限	5分の2以内 （被災農業者向け 農地利用効率化等支援交付金 活用時：5分の1以内）
	市町村	4分の1以内
	5分の1以上 （被災農業者向け 農地利用効率化等支援交付金 活用時：10分の1以上）	4分の1以上
	流出防止装置付燃料タンク：2分の1以内	
	流出防止装置付燃料タンク：4分の1以上	
県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。		

(改正前)

別表2

補助事業者	市町村	
事業区分	8. 災害復旧区分	9. 流動化復旧区分
事業実施主体	農業協同組合、経営体又は市町村	
受益者	被災直前まで園芸用に供しており自然災害により破損した園芸用ハウスの利用者または所有者	他人が所有又は利用していたハウスを修繕等し利用する者
補助対象要件	<p>・被災したハウスが園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入している施設であること また、事業実施後も当該施設の処分制限期間において園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険への加入を継続すること</p> <p>・農林水産省ガイドライン準拠GAP（高知県版GAP）に取り組むこと</p> <p>・野菜、果樹、花卉の栽培を目的とする施設（機械室等を除く）の復旧であること ただし、育苗ハウスを復旧する場合は、自己利用の園芸用ハウスに使用する苗を生産するための育苗用ハウスに限る</p> <p>・ハウスの処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること</p> <p>・重油ボイラーで加温する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること ・重油ボイラーを補助の対象とする場合は又は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて整備すること ・既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置すること（補助対象外） ただし、やむを得ない事由により事業完了日までに上記の要件を満たせない場合は、事業完了日から起算して3年以内に設置することとし、設置完了後に、別紙1により設置の完了を報告すること</p>	
補助対象経費	<p>・ハウス本体（主骨材、ベント、樋、天窓（駆動含む）（被覆資材は対象外））（被災したハウスの面積を上限とする）</p> <p>・附帯施設（換気設備（天窓・谷のモーター及び自動減速機、側・裏面の巻き上げ装置など）、灌水設備、股房設備、止水シート、防除設備、電照設備、養液設備、環境制御装置、循環式殺菌処理装置、カーテン装置など）、重油流出防止装置付燃料タンク（附帯設備、防油堤を含む）（被災したハウスに設置されていた設備に限る）</p> <p>・被覆資材の押え材（ヒフクスプリング、バック、押え縁など）は補助対象に含まない</p> <p>・附帯施設を補助対象とする場合は、園芸施設共済（附帯施設）に加入していること</p> <p>※補助対象経費の区分（ハウス本体、附帯施設）は、園芸施設共済の加入区分に準ずる</p> <p>施工費</p> <p>被災ハウスの解体費・処分費は補助対象外</p> <p>解体費、運搬費、施工費（すべて整備面積のみ）</p>	
補助対象限度額	<p>(1)ハウス本体：基礎限度額×（被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2（※）又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積） ただし、（※）の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とする</p> <p>(2)附帯施設：復旧に要する経費（見積額）</p> <p>なお、上記(1)及び(2)の合計額は「基礎限度額×（被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）」を上限額とする</p> <p>(3)限度額上乗せ対象附帯施設：基礎限度額×（被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）</p> <p>【基礎限度額】 ・一般ハウス：900万円/10a ・軒高・高強度ハウス：1,200万円/10a</p> <p>【基礎限度額】 ・中古ハウス：450万円/10a</p> <p>以下の附帯施設を整備する場合は、各区分の限度額に上乗せする。 【基礎限度額】 ・ヒートポンプ又は木質バイオマスボイラー：300万円/10a ・養液栽培設備：300万円/10a ・循環式殺菌処理装置：230万円/棟 ・母液カス発生機を含む環境制御装置：100万円/棟</p> <p>流出防止装置付燃料タンク：130万円/基</p>	
補助対象事業費	補助対象限度額又は復旧に要する経費（見積額）のいずれか小さい額から受取共済金を控除した額	
補助対象事業費に対する補助率	限	5分の2以内 （被災農業者向け 経営体育成支援事業 活用時：5分の1以内）
	市町村	4分の1以内
	5分の1以上 （被災農業者向け 経営体育成支援事業 活用時：10分の1以上）	4分の1以上
	流出防止装置付燃料タンク：2分の1以内	
	流出防止装置付燃料タンク：4分の1以上	
県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。		